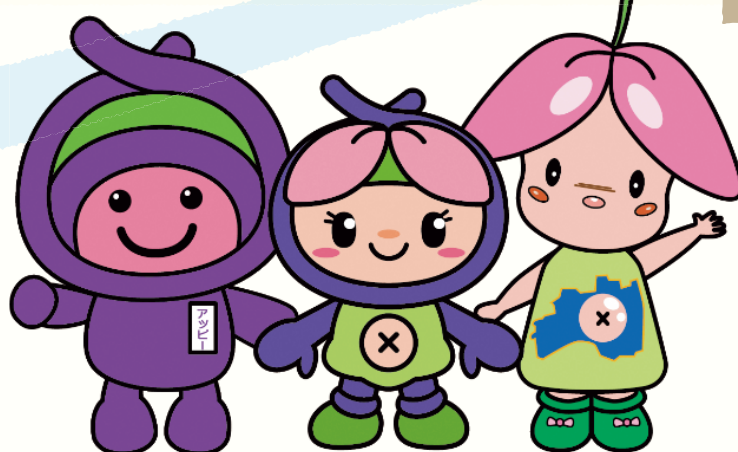


概要版

本宮市 第2次障がい者計画

令和2年度～令和8年度



アッピー

あゆみ

まゆみちゃん

令和2年12月



福島県本宮市

計画の基本的な考え方

▶ 計画策定の趣旨

本市では、国の制度改正を十分に踏まえながら、平成22年3月に「本宮市障がい者計画」、平成27年3月に「本宮市障がい者計画・第4期障がい福祉計画」を策定する等、障がい福祉施策の総合的な推進を図ってきましたが、計画の期間満了に伴い、「本宮市第2次障がい者計画」を新しく策定します。

▶ 計画の対象

本計画において、計画の対象である障がいのある人とは、「障害者基本法」第2条に示される「身体障がい、知的障がい又は精神障がいがあるため、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける人」を総称しています。その他に、難病に起因する身体上や精神上的の障がいがある人、注意欠陥・多動性障がい(ADHD)、学習障がい(LD)等の発達障がい及びてんかんや自閉症等を有する人で、長期にわたり生活上の支障がある人等を含みます。

また、18歳未満で児童福祉法に規定する障がいのある人を障がい児、18歳以上の身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(精神保健福祉法)に規定する障がいのある人を障がい者と呼びます。

障がい者施策を推進するにあたっては、市民一人ひとりや、地域、ボランティア団体や企業等、各主体が障がいに対する理解を深めることが重要であるため、市民全体も計画の対象とします。

▶ 計画の期間

本計画の期間は、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の計画期間を踏まえ、令和2年度から令和8年度までの7ヵ年とします。

また、国や福島県の行政施策の動向、社会経済情勢等の変化を見極めながら、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者計画	第2次計画						
						見直し	

▶ 計画の基本理念

本計画では、下記の基本理念に基づき、計画を推進していきます。



障がい児・障がい者が、
生きがいをもって安心して生活しているまち
共生社会を目指す もとみや

▶ 計画を進めていくための視点

計画の基本理念に基づき、具体的に計画を推進していくため、「(1) ライフステージに応じた支援」「(2) 障がい特性等に配慮した支援」「(3) 障がい者をはじめとする当事者参画への支援」の3つの基本的視点とともに、下記の「SDGsの視点」を定めます。

エスディーゼース SDGsの視点について

2015年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、人々が地球環境や気候変動に配慮しながら持続可能な暮らしをするために取り組むべき世界共通の行動目標として「^{エスディーゼース}SDGs (Sustainable Development Goals / 持続可能な開発目標)」が掲げられました。

本市の障がい福祉においても、全17の目標のうち、特に関係性の深い目標として、次のような目標が挙げられます。

障がい福祉に関連する5つの目標

3 すべての人に 健康と福祉を	3 すべての人に 健康と福祉を 	11 住み続けられる まちづくりを	11 住み続けられる まちづくりを 
4 質の高い教育を みんなに	4 質の高い教育を みんなに 	16 平和と公正を すべての人に	16 平和と公正を すべての人に 
10 人や国の不平等を なくそう	10 人や国の不平等 をなくそう 		

計画で取り組むこと

本市においては、下記の7つの課題を挙げて、具体的な施策に取り組みます。

課題
1 年間を通しての広報活動の推進と関係団体との連携強化による障がいに対する理解促進

課題
2 成年後見制度や人権擁護委員の活動の周知強化等による権利擁護・虐待防止等の推進

課題
3 関係機関との情報共有の強化等による相談支援の充実

課題
4 専門医療機関や相談支援専門員の確保及び医療的ケア児の相談支援体制の整備等による保健・医療環境の充実

課題
5 避難行動要支援者名簿登録制度等の周知強化と避難行動へと結びつける意識啓発等による防災対策の強化

課題
6 障がい者の職場環境の改善や官公需の拡充等による雇用・就労支援の推進

課題
7 地域住民との交流の場づくり等による地域交流支援の推進



基本方針

ともに支えあって暮らす

1 障がいに対する理解の促進

「共生社会」の実現に向け、障がい者差別の解消のための「障害者差別解消法」が施行される等、地域住民一人ひとりが障がいや障がいのある人への正しい理解を深めることがより重要となっています。

また、調査結果をみると、職場での障がいに対する理解促進や学校での障がいに関する教育が必要とされていることから、年間を通じた広報活動の充実を進めるとともに、関係団体との連携強化による障がいに対する理解促進等に取り組みます。

- ① 市民の意識啓発・広報活動の充実
- ② 福祉教育の推進

- ③ 交流の機会や場の確保
- ④ ボランティア活動・支え合い活動の推進

2 差別解消や権利擁護の推進

意思能力が十分ではないため、生活のさまざまな場面で権利を侵害されやすい障がい者が、安心して日常生活を送れるよう、国においては、成年後見制度の利用促進の取り組み強化が示されたことから、関係機関との連携を強化し、成年後見制度が必要な障がい者の把握や制度の周知強化等に取り組みます。

また、権利擁護活動の推進に向け、人権擁護委員の活動の周知強化に取り組みます。さらに、国からは、雇用者等による障がい者への虐待の防止とその養護者に対する支援等が示されているため、関係機関との連携強化や養護者に対する支援等の充実に取り組みます。

- ① 権利擁護の推進
- ② 虐待防止体制の整備



基本方針 2 住みなれた地域で暮らす

1 生活支援の充実

障がい者やその介助者が住みなれた地域で自立した生活を続けられ、生活の質を高めしていくため、本人の意向や心身の状況に応じた適切なサービスや支援が受けられるよう、地域における多様な生活のあり方を支援するサービスの提供基盤の充実に取り組みます。

また、本市において課題となっている、相談支援事業におけるサービス提供事業所の確保等に取り組みます。

- ①障がい福祉サービスの推進
- ②地域生活支援事業の推進
- ③高齢者福祉サービスとの連携
- ④サービスの質の向上
- ⑤介助者への支援

2 情報提供・相談支援の充実

障がい者が住みなれた地域で自立した生活を送れるよう、関係機関相互の情報共有を強化し、総合的な相談支援体制の充実を推進します。

また、障がい者が必要な情報を得ることができるよう、それぞれの障がいに配慮した情報伝達手段の拡大に取り組みます。

- ①総合的な相談支援の推進
- ②人材の育成
- ③情報提供体制の充実

3 保健・医療・健康づくり環境の充実

障がいの早期発見とフォロー体制の充実に向け、関係機関との連携を強化するとともに、広域圏での医療的ケア児の相談支援体制づくり等に取り組みます。

また、適切な保健・医療サービスの充実に向け、相談支援事業所との連携強化に取り組みるとともに、心の健康づくりや自殺予防体制の充実に向け、臨床心理士や委託医療機関等との連携強化に取り組みます。

- ①障がいの早期発見とフォローの推進
- ②障がい者への適切な保健・医療サービスの充実
- ③かかりつけ医の定着
- ④心の健康づくり・自殺予防の充実





基本方針 3 自分らしく生き生きと暮らす

1 個性・可能性を伸ばす育ちへの支援

障がい児がそれぞれの個性を発揮し、その能力を最大限に伸ばしていけるよう、家庭児童相談員による相談支援の充実をはじめ、特別支援教育支援員の拡充や障がい児保育における特別支援教育支援員の配置による障がい児の事故防止や発達への促進に向けた支援等に取り組みます。

また、保護者の不安を解消するために、情報交換会の場を設けるとともに、子育て支援団体との連携を進めます。

- ①療育の充実
- ②障がい児保育の推進
- ③子育て支援サービスとの連携
- ④就学指導の推進
- ⑤特別支援教育の推進
- ⑥保育・教育施設の整備
- ⑦発達障がいについての啓発

2 雇用・就労の支援

国においては、障害者雇用促進法の改正により、障がい者の雇用支援の充実が求められていることから、関係機関との情報共有や連携強化による就労支援をはじめ、担当部署の連携による進路支援、市職員をはじめとした障がい者雇用率の拡充等に取り組みます。

- ①障がい者の雇用等の支援
- ②関係機関とのネットワークづくり
- ③仕事の開拓・拡大に向けた取り組み
- ④官公需の促進

3 さまざまな活動への参加促進と活動支援

障がい者の円滑な社会参加の促進に向け、障がい者やその家族、障がい者団体等のニーズの把握に努め、生涯学習やスポーツ活動、まちづくり等のさまざまな活動への参加促進及び活動への支援に取り組みます。

- ①生涯学習やスポーツ活動等への参加促進
- ②参加を側面的に支える取り組み
- ③障がい者団体の活動支援
- ④まちづくり等への参画促進





基本方針 4 安心・快適に暮らすためのまちづくり

1 快適な生活環境づくりへの取り組み

誰にとってもやさしいまちづくりに向け、障がい者や地域住民のニーズの把握に努め、中央公民館もしくはサンライズもとみやへのエレベーターの設置に取り組みます。

また、快適な居住環境の提供に向け、障がい者への住宅改修補助制度の周知推進や、公営住宅におけるトイレ水洗化改修や住戸内の段差解消の検討等に取り組みます。

- ①ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたまちづくりの推進
- ②住宅確保に対する支援
- ③快適な居住環境の向上
- ④外出支援の推進

2 安全・安心なまちづくりの推進

国においては、災害対策基本法の改正に伴う「避難行動要支援者名簿の作成」が求められており、本市においても令和元年10月に東日本台風被害が発生したことを受け、関係機関との連携を図りながら、防災体制の強化や障がい者の意識啓発に取り組みます。

また、交通事故や消費生活トラブル等に巻き込まれないよう、地域における安全活動の更なる充実に取り組みます。

- ①障がい者に配慮した防災対策の推進
- ②地域ぐるみの安全活動の推進



計画を進めるために

障がい者の生活を支援するネットワークの構築

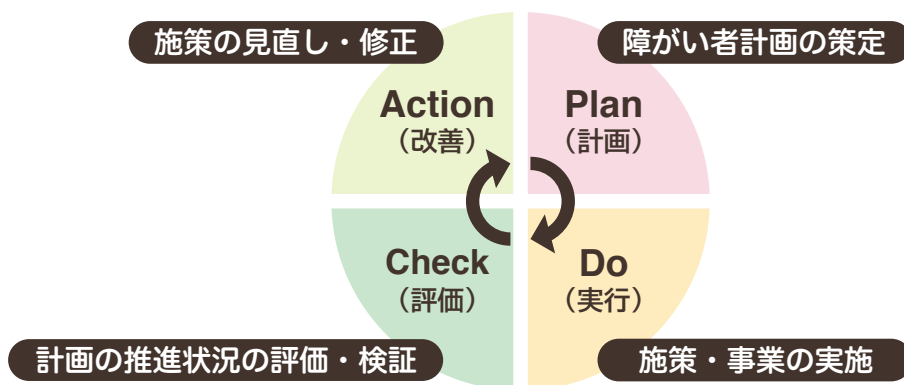
庁内体制の整備をはじめ、市民や医療機関、教育機関、雇用関係、障がい福祉施設等との連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

また、国や県の新しい動向を注視しつつ、国、県、近隣市町村と連携した取り組みを進めます。

計画の進行管理

庁内においては、関係各課及び各課の実務担当者で情報交換し、全庁的な体制のもとで本計画の進捗状況や関連情報の把握と評価を行いつつ、計画の推進を図っていきます。また、本宮市保健福祉行政推進協議会において、計画の全体的な実施状況の点検や意見交換を行いながら計画を推進します。

本計画の進行管理にあたっては、**Plan**(計画)、**Do**(実行)、**Check**(評価)、**Action**(改善)を繰り返すマネジメント手法である「PDCAサイクル」に沿って進捗状況の評価・検証を行いながら、改善を重ねていきます。



本宮市 第2次障がい者計画 〈概要版〉

令和2年12月

発行：福島県 本宮市

編集：福島県 本宮市 保健福祉部 社会福祉課

〒969-1192 福島県本宮市本宮字万世 212 番地

TEL 0243-24-5371 FAX 0243-34-3138

URL <http://www.city.motomiya.lg.jp>

メール shakaifukushi@city.motomiya.lg.jp